旧表示は

2020年3月31日まで

※原料原産地の表示切替は 2022年3月31日まで

詩。

POINT 1

原材料と添加物の表示

「原材料」と「添加物」の違いが消費者に分かり易いように、<mark>それぞれ分けて表</mark>示します。

「添加物」欄を設はす、原材料と添加物の間に「//スラッシュ)」を入れる、改行する等の明確な区分をもて表示することも可能です。

【例】

…、植物油脂/膨 張剤、乳化剤…

原料原産地の表示

全ての加工食品 (輸入品を除く) で、一番多い原材料に原産地の 表示が必要となります。 原材料が生鮮食品の場合は産地 を、加工食品の場合は原則製造 地を記載します。

POINT2

POINT3

チョコレート菓子

名称

原材料名

添加物

内容量

賞味期限

保存方法

販売者

製造所

小麦粉(国内製造)、砂糖、カカオマス、

生クリーム(乳成分を含む)、植物油脂

膨張剤、乳化剤(大豆由来)、香料

120g (6個)

20××年〇〇月**▼**▼日

高温多湿を避け涼しい場所で保存

株式会社●○

東京都△区■×O-×

株式会社×◆

広島市■区○×◇-△

ア<mark>レルギー表示ルールの変更</mark>

うどん、パン、マヨネーズなど一般的に特定原材料等を含むことが予測できると考えられていた食品(特定加工食品)にもアレルギー表示が必要となりました。

合わせて、焼きうどん、ロール パン等の特定加工食品の拡 大表記も廃止となりました。

原則、原材料・添加物の後に 括弧書きで個別にアレルギー 物質を表示します。

表示面積が狭いなど、<mark>個別表</mark> <u>示が困難な場合は</u>一括表示 が可能です。

【例】

···、生クリーム、植物油脂、 (一部に小麦・乳成分を含む)

POINT4

製造所固有記号の表示ルールの変更

原則として、製造所固有記は 使用せず、製造所の名称と 所在地を表示します。 同一製品を2か所以上の製

同一製品を2か所以上の製造所で製造する場合のみ製造所で製造する場合のみ製造所固有記号の取得と合いで製造所の情報を回答できる者の連絡先」、「情報を表示した Web サイトの URL」、「全ての製造所の固有記号と所在地」のいずれかを表示します。

POINT5

食塩相当量の表示

栄養成分表示には、ナトリウムに代わり「食塩相当量」を表示します。

ナトリウム塩を添加していない場合のみ、「ナトリウム」と表示できますが、その場合も後ろに括弧書きで食塩相当量を表示します。

食塩相当量(g)≒ ナトリウム量(mg)×2.54÷1000

栄養成分表示

1個 (50g) あたり

熱量タンパク質おりますよりますよりまますよります</li

食塩相当量 0.5 g

POINT6

栄養成分表示の義務化

原則**すべての消費者向け加工食** 品に栄表成分表示が必要となりました。 実際の分析値ではなく、計算等によって得られた推定値の表示も可能ですが、その場合、推定値である旨の表示と根拠資料の保管が必要です。

表示の早めの見直しをお願いします

【食品表示の相談窓口】 広島市保健所 食品指導課 2082-241-7404 食品表示法の変更点についての詳細は 広島市 知って役立つ!食品表示 で検索

広島市保健所【R-17-07】